

八潮市スポーツ競技に関する横断幕作成及び掲出要綱

令和6年3月29日
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際大会等に出場することにより、本市のスポーツ振興に寄与すると認められる個人及び団体に対して、功績を称えるとともに、市民に広く周知を図るため、横断幕の作成及び掲出するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 横断幕の作成及び掲出の対象となる者は、本市の代表として当該大会の開催要項等に基づき参加する出場大会当日に市内に住所を有する者又は市内に所在する団体とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(対象大会)

第3条 横断幕の作成及び掲出の対象となるスポーツ大会（以下「大会」という。）は、次に挙げるものとする。

- (1) 国際オリンピック委員会（IOC）が主催するオリンピック競技大会及びユースオリンピック競技大会
- (2) 国際パラリンピック委員会（IPC）が主催するパラリンピック競技大会
- (3) 世界選手権等の国際的規模の大会で予選会、選考会等を経た次に挙げるもの。
 - ア 世界選手権大会（ジュニア大会を含む。）、デフリンピック、スペシャルオリンピックなどの障がいのある者の世界大会
 - イ アジア大会（ジュニア大会を含む。）、アジアパラ大会
- (4) その他、前各号に準ずる国際大会で特に市長が必要と認めたもの。

(横断幕)

第4条 横断幕の大きさは、原則として次のとおりとする。

- (1) 横断幕 縦900mm、横5,500mm以内
- 2 横断幕の掲出場所は、つくばエクスプレス八潮駅北口ロータリーとする。
- 3 横断幕の掲出期間は、原則1か月間とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、横断幕の作成及び掲出を行わないものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為が行われたとき。
- (2) 政治的及び宗教的中立性を損なう恐れがあるとき。

(3) その他、市長がふさわしくないと認めるとき。

2 掲載期間中に、前項に該当する事実が判明した場合は、掲出を中止するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。